

加古川市 総合福祉会館

総合福祉会館は、社会福祉の理念に基づき、高齢者、障がい者、児童すべての地域住民が、お互いの存在を尊び、安心した生活を送るために協働しあい、福祉のまちづくりを推進するための施設です

館内には、大ホール・会議室・プレイルーム・和室・フリースペースなどがあります。

加古川市社会福祉協議会が指定管理者として、加古川市総合福祉会館の管理運営を行っています。

開館時間

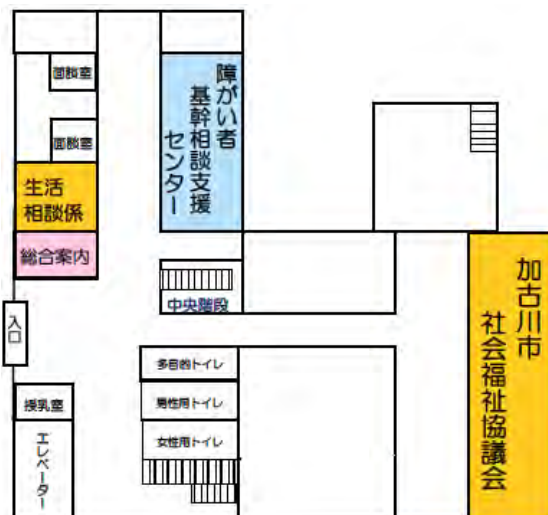
火曜日～土曜日 9時～21時
日曜日 9時～17時

休館日

毎週月曜日・祝日・12月29日～翌年1月5日

館内図

1階

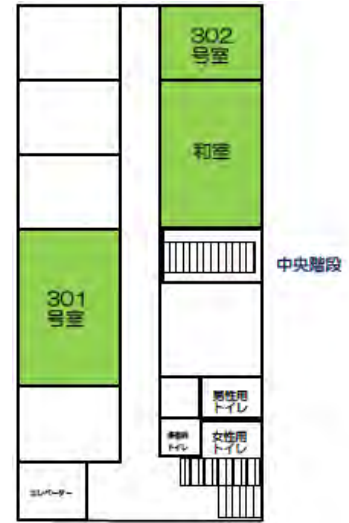


※ 申込みは総合案内にお越しください。

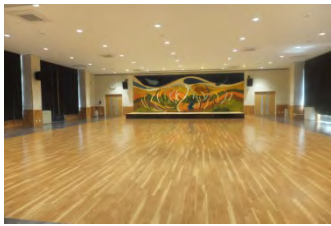
2階



3階



貸室について



大ホール



201号室



202号室



203号室



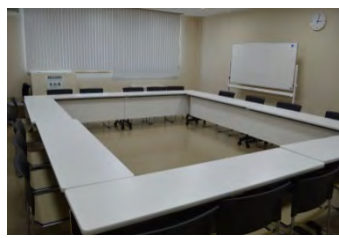
201~203号室



204号室



301号室



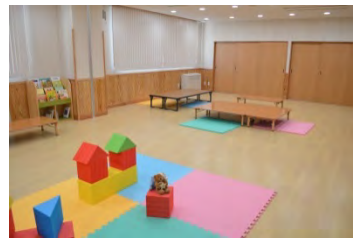
302号室



プレイルーム1



プレイルーム2



プレイルーム1・2



和室

《使用時間区分》

午前	9時～12時
午後	13時～17時
夜間	18時～21時
午前・午後	9時～17時
午後・夜間	13時～21時
午前・午後・夜間	9時～21時

※ 使用時間には準備と片付けの時間を含んでいます。

《料金表》

区分	使用料			定員 (人)	面積 (㎡)	備考
	午前	午後	夜間			
大ホール	9,000	12,000	9,000	300	357	
会議室	201号室	800	1,000	24	43	可動式の 間仕切りあり
	202号室	800	1,000	24	43	
	203号室	800	1,000	24	43	
	204号室	1,100	1,400	24	46	
	301号室	1,800	2,400	25	90	
	302号室	1,100	1,400	24	46	
プレイルーム	1	600	800	25	44	可動式の 間仕切りあり
	2	600	800	25	44	
和室	1,100	1,400	1,100	50	88	36畳

※ 使用料は使用区分ごとの額です。複数区分での使用の場合はそれぞれの使用料を合算します。

※ 冷暖房期の使用料は5割増しです。(夏季:6月～9月、冬季:11月～3月)

※ 市内の福祉関係団体等は使用料が減免になる場合があります。

申し込み方法

- ・ 使用日の3か月前の同日から1週間前までに、電話、ファックス、窓口により先着順で受け付けます。
(使用許可申請書が提出されるまでは仮予約です。) なお、市内の福祉関係団体等は、使用希望日の6か月前より受け付けます。
- ・ 仮予約後は速やかに、福祉会館受付窓口で使用許可申請書の提出と使用料の支払いをお願いします。
(使用日の1週間前までには申請をすませてください。)

- ・ 附属備品(放送設備一式・プロジェクター・ホワイトボード等)を使用する場合は、附属備品使用申請書の提出が必要です。
- ・ 部屋使用の取り消しは必ず連絡ください。

受付時間

月曜日 8時30分～17時

火曜日～金曜日 8時30分～21時

※ 祝日・12月29日～翌年1月5日を除く。

※ 開館時間内でも上記の時間以外では、使用料の納付ができません。

注意事項

1 本館設備の使用に関して、次の事項に該当する場合は使用を許可しません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害すると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を破損又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 会館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) その他会館を使用させることを不相当と認めるとき。

2 使用者は、次の事項を守ってください。

- (1) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けないで、物品の販売等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で、火気(喫煙を含む。以下同じ。)を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、会館内に張り紙、くぎ打等をしないこと。
- (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 使用する前に、その旨職員に報告をすること。
- (8) 使用が終わったときは、直ちに清掃のうえ現状に復し、その旨職員に報告し、点検を受けること。
- (9) 入館者に次の事項を守らせること。
 - ア 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
 - イ 会館内を不潔にしないこと。
 - ウ 騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑をかけないこと。
 - エ 所定の場所以外に出入しないこと。
 - オ その他会館の管理者又は使用者の指示に従うこと。

3 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがあります。

- (1) 条例又は関係例規に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により使用許可を受けていたとき。
- (4) 使用の権利を譲渡し又は転貸したとき。
- (5) その他会館の管理上支障があるとき。

4 使用中において建物又は設備を破損又は滅失したときは、直ちに届け出てください。

5 使用の取消しについて

- (1) 使用を取り消す場合は、直ちにその旨を届け出ること。
- (2) 既納の使用料は還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは使用料の全部又は一部を還付する。

〒675-8577

兵庫県加古川市加古川町寺家町 177 - 12

指定管理者：社会福祉法人 **加古川市社会福祉協議会**

TEL (079) 424 - 4319 (代)

FAX (079) 425 - 4711 (代)

URL <http://www.kakogawa-shakyo.jp/>

E-mail kakogawa-shakyo@kakogawa-shakyo.jp